

記載事項の説明

1 納税義務者数、棟数、床面積、決定価格及び単位当たり価格に関する調

- (1) 納税義務者数については、各市町村における数値を合計した。
- (2) 法第 348 条の規定によって固定資産税を非課税とされるものを除いた。

2 木造家屋に関する調

- (1) 法第 348 条の規定によって固定資産税を非課税とされるものを除いた。
- (2) 一棟の家屋の主体構造部について木造部分と木造以外の部分があるときは、所有者が同一であっても木造家屋と木造以外の家屋とに区分した。
- (3) 「棟数」とは、家屋を評価する場合における計算単位となる家屋の数をいう。
- (4) 「家屋の種類」は、固定資産評価基準の適用区分によった。
- (5) 「附属家」には、酪農舎及び簡易附属家を含むものである。
- (6) 「併用住宅」の「棟数」は、同一家屋について「住宅部分」とそれ以外の「その他の用の部分」ごとにそれぞれ一棟とした。「計」は、「住宅部分」に係る数値のみを計上した。
- (7) 「併用住宅」の「床面積」及び「決定価格」は、当該家屋に共用部分があるときは、「床面積」については、当該共用部分の床面積をそれぞれの部分の床面積であん分し、「決定価格」については、決定価格をそれぞれの部分の床面積であん分した。

3 木造以外の家屋に関する調

- (1) 「家屋の種類」の「その他」とは、「事務所・店舗・百貨店・銀行」、「住宅・アパート」、「病院・ホテル」及び「工場・倉庫・市場」に該当しないもの並びに蚕室、温室、物置、畜舎、たい肥舎、車庫及び便所等の簡易な構造のものをいう。
- (2) 同一家屋を二種類以上の用途に供している場合においては、該当するそれぞれの種類ごとに区分して記載するが、この場合における取

扱いは次によった。

- (ア) 「棟数」は、主たる用途の種類のことを「棟数」に計上した。
- (イ) 「床面積」については、共用部分がある場合においては、当該共用部分の床面積をそれぞれの種類ごとの床面積で分した。
- (3) 構造別の「その他」とは、「鉄骨鉄筋コンクリート造」、「鉄筋コンクリート造」、「鉄骨造」、「軽量鉄骨造」及び「れんが造・コンクリートブロック造」以外の造りの家屋（例：アルミニウム造、強化ポリエステルパネル造等）をいう。
- (4) 上記以外の事項については、「木造家屋に関する調」の例によった。

4 課税標準額等に関する調

- (1) 法第 349 条の 3、法附則第 15 条、第 15 条の 2、第 15 条の 3 及び第 56 条の 2 の規定（旧法の規定によるものを含む。）により課税標準の特例措置の適用を受ける家屋について計上した。
- (2) 課税標準額が法定免税点（20 万円）以上となる家屋についてのみ計上した。
- (3) 「課税標準の特例により減額になる額」は、決定価格に「1－特例率」を乗じて求めた。